

第51号議案 品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

1 改正理由

品川区立心身障害者福祉会館（品川区旗の台5-2-2）において実施する事業について、令和元年10月1日より新規事業を実施することに伴い、必要な規定整備を行うため。

2 改正内容 ※新旧対照表のとおり

(1) 新規事業に関する規定

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する「障害児相談支援事業」を令和元年10月1日より実施するため、第3条第3号アを追記する。
- ・同事業にかかる使用料等の規定について第6条第2項を追記する。

(2) 規定整備

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下、「支援法」という。）第77条第1項第3号に規定する一般的な相談支援事業について、第3条第3号ウを追記する。
- ②支援法第5条第18項に規定されている特定相談支援事業について、第6条第3項を追記する。

(3) その他の改正

以上の改正に伴う規定整備及び文言の整理を行う。

（第3条第1号イ、第6条）

3 施行期日

令和元年10月1日

品川区立心身障害者福祉会館条例新旧対照表

新	旧				
<p>○品川区立心身障害者福祉会館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和52年 3 月 30日 条例第11号</p> <p>改正 昭和53年 3 月 30日 条例第25号 昭和56年 3 月 31日 条例第24号 昭和58年12月10日 条例第40号 昭和59年 3 月 31日 条例第14号 平成 4 年 3 月 30日 条例第19号 平成 8 年 3 月 29日 条例第19号 平成15年12月 8 日 条例第33号 平成18年 3 月 31日 条例第19号 平成18年 7 月 10日 条例第35号 平成19年 3 月 30日 条例第14号 平成21年 3 月 31日 条例第19号 平成23年 3 月 31日 条例第11号 平成24年 3 月 26日 条例第15号 平成25年 3 月 27日 条例第18号 平成27年 3 月 31日 条例第24号 平成30年 3 月 28日 条例第20号 令和元年 月 日 条例第 号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 品川区内に居住する心身障害者に対し、自立と社会経済活動への参加を促進するための援助を行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため、品川区立心身障害者福祉会館（以下「会館」という。）を設置する。</p> <p>(名称および所在地)</p> <p>第2条 会館の名称および所在地は、次のとおりとする。</p>	<p>○品川区立心身障害者福祉会館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和52年 3 月 30日 条例第11号</p> <p>改正 昭和53年 3 月 30日 条例第25号 昭和56年 3 月 31日 条例第24号 昭和58年12月10日 条例第40号 昭和59年 3 月 31日 条例第14号 平成 4 年 3 月 30日 条例第19号 平成 8 年 3 月 29日 条例第19号 平成15年12月 8 日 条例第33号 平成18年 3 月 31日 条例第19号 平成18年 7 月 10日 条例第35号 平成19年 3 月 30日 条例第14号 平成21年 3 月 31日 条例第19号 平成23年 3 月 31日 条例第11号 平成24年 3 月 26日 条例第15号 平成25年 3 月 27日 条例第18号 平成27年 3 月 31日 条例第24号 平成30年 3 月 28日 条例第20号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 品川区内に居住する心身障害者に対し、自立と社会経済活動への参加を促進するための援助を行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため、品川区立心身障害者福祉会館（以下「会館」という。）を設置する。</p> <p>(名称および所在地)</p> <p>第2条 会館の名称および所在地は、次のとおりとする。</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">所在地</td> </tr> </table>	名称	所在地	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">所在地</td> </tr> </table>	名称	所在地
名称	所在地				
名称	所在地				

新		旧	
<p>品川区立心身障害者福祉会館</p> <p>東京都品川区旗の台五丁目2番2号</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 会館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) 障害者地域活動支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等に対する機能訓練に関すること。</p> <p>イ 支援法第77条第1項第9号に規定する事業</p> <p>ウ 講習会、講座等の開催に関すること。</p> <p>エ 会館の施設の使用に関すること。</p> <p>(2) 障害者自立訓練センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 支援法第5条第7項に規定する生活介護</p> <p>イ 支援法第5条第12項に規定する自立訓練</p> <p>(3) 障害者生活支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業</u></p> <p>イ <u>支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業</u></p> <p>ウ <u>支援法第77条第1項第3号に規定する事業</u></p> <p>第4条～第5条 (使用料等)</p> <p>第6条 <u>第3条第2号に規定する事業を利用する者は、支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 第3条第3号アに規定する事業を利用する者は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</u></p>	<p>品川区立心身障害者福祉会館</p> <p>東京都品川区旗の台五丁目2番2号</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 会館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業を行う。</p> <p>(1) 障害者地域活動支援センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等に対する機能訓練に関すること。</p> <p>イ 支援法第77条第1項第9号に規定する事業に関すること。</p> <p>ウ 講習会、講座等の開催に関すること。</p> <p>エ 会館の施設の使用に関すること。</p> <p>(2) 障害者自立訓練センター 次に掲げる事業</p> <p>ア 支援法第5条第7項に規定する生活介護</p> <p>イ 支援法第5条第12項に規定する自立訓練</p> <p>(3) 障害者生活支援センター <u>支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業</u></p> <p>第4条～第5条 (使用料等)</p> <p>第6条 <u>障害者自立訓練センターを利用する者は、支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 使用料の納付の時期および方法については、別に区長が定める。</u></p>		

新	旧
<p>3 <u>第3条第3号イに規定する事業を利用する者は、支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>使用料の納付の時期および方法については、別に区長が定める。</u></p> <p>5 <u>第3条第1号イに規定する事業を利用する者は、生産活動に係る材料費その他の費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p> <p>6 <u>第1項および第4項の規定によるもののほか、第3条第2号に規定する事業を利用する者は、支援法第29条第1項に規定する特定費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p> <p>第7条～第20条 付 則 <u>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</u></p>	<p>3 <u>前2項の規定によるもののほか、障害者自立訓練センターを利用する者は、支援法第29条第1項に規定する特定費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p> <p><u>第6条の2 障害者地域活動支援センターを利用する者（第3条第1号イに掲げる事業を利用する場合に限る。）は、生産活動に係る材料費その他の費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。</u></p> <p>第7条～第20条</p>